

7 主任技術者と監理技術者について

○ 主任技術者

建設業者が請け負った建設工事を施工する場合には、一定の資格や経験を有する、工事施工の技術をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。

主任技術者の職務は、建設工事の施工に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行い、また、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理等を行うことで、これにより工事の的確な施工を担保するものです。

○ 監理技術者と監理技術者資格者制度

5, 000万円（建築一式工事の場合、8, 000万円）以上を下請契約して工事を施工する場合には、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

監理技術者の職務は、建設工事の施工に当たり、下請負人を適切に指導、監督するという総合的な機能を果たすもので、主任技術者のように直接具体的な工事に密接に関与して細かな指示を与えるものとは性格が異なり、主任技術者に比べより厳しい資格や経験の要件が求められています。

また、監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けていなければなりません。

なお、監理技術者の配置にあたり建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という）の配置を行う場合は別途、県発注工事における配置要件が定められていますので御留意ください。（配置の可否については、工事案件毎に、入札公告又は特記仕様書に記載されています。）

【専任特例2号の場合の監理技術者の配置要件】

(1) 予定価格が以下の金額以下の工事であること。

- 1) 土木工事 3億円
- 2) 建築工事、建築設備工事等 2億円

(2) 以下の要件を全て満たすこと。

ア 兼務する工事が維持工事同士でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(例: 24時間体制で応急処置工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。

イ 当該工事現場に建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

ウ 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じである

こと。

- エ 監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- オ 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
- カ 監理技術者が兼務できる工事は、千葉県発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。
- キ 監理技術者が兼務できる工事は、監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。
 - 1) 土木工事
 - ・千葉県内（河川工事については、沿川市町村）
 - 2) 建築工事、建築設備工事等
 - ・千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、茨城県の都県内
- ク 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ケ 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- コ 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

○ 現場の専任について

主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）は、公共性のある工作物に関する建設工事で、4, 500 万円（建築一式工事の場合 9, 000 万円）以上のものは、工事の安全かつ適正な施工を確保するために現場ごとに専任でなければなりません。

従って、他の工事に従事することができません。

入札参加資格における技術者配置の資格要件の有無に関わらず、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、配置する技術者が、建設業法第 26 条の規定を満たす主任技術者（又は監理技術者）であるかの確認を行います。

なお、監理技術者の配置に専任特例 2 号を適用する場合には、当該工事現場に専任する監理技術者補佐の設置を求めています。

配置要件は、○ 監理技術者と監理技術者資格者制度【専任特例 2 号を適用する場合の監理技術者の配置要件】に記載のとおりです。

監理技術者補佐についても、契約後、「主任技術者等選任通知書」を発注機関に提出する際に、建設業法第 26 条の規定を満たす技術者であるかの確認を行います。

○ 現場代理人について

現場代理人とは、現場において請負人の任務を代行する者であり、概念的には主任技術者、監理技術者とは別個の者です。また、建設工事に関する技術者である必要は

ありません。県の建設工事請負契約約款では、現場への常駐を義務づけています。このため他の工事現場に従事することはできません。ただし、「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」（平成 25 年 3 月 29 日制定）により、最大 3 件（500 万円未満は除く）まで兼務することができる場合があります。

なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼任は認められています。

※ 請負代金が 500 万円未満の工事については、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除き、現場代理人の常駐を要しないものとします。

○ 配置技術者の変更

資格確認資料に記載した主任技術者等は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合であり、工事等の施行（履行）に支障がないと判断した場合のほかは、配置技術者の変更は認められません。

○ 恒常的な雇用関係の期間的要件について

千葉県では、県発注工事における主任技術者等については、原則として、入札参加資格申請のあった日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要となります。

例外としては、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなされます。

そのほか主任技術者等に関することについては、千葉県ホームページに掲載している「主任（監理）技術者確認マニュアル」をご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/index.html>